

地方独立行政法人芦屋中央病院職員（医師）給与規程

平成27年4月1日
病院規程第7号-2

目次

- 第1章 総則(第1条-第2条)
- 第2章 給料(第3条-第6条)
- 第3章 手当(第7条-第11条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人芦屋中央病院職員就業規則(平成27年病院規程第6号。以下「就業規則」という。)第55条第2項の規定に基づき、医師として従事する者(非常勤職員及び再雇用職員を除く。以下「医師」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

この規程の定めるところによるほか、地方独立行政法人芦屋中央病院給与規程(平成27年4月病院規程第7号。以下「職員給与規程」という。)の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 医師の給与は、経験給、評価給、役職手当、業績手当、医師調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第2章 給料

(経験給)

第3条 経験給は、医師免許を取得してからの経験年数に対する報酬であって評価給、役職手当、業績手当、医師調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた額とする。

(評価給)

第4条 評価給は、人事考課結果により支給額が変動する報酬であって経験給、役職手当、業績手当、医師調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた額とする。

(給料表)

第5条 医師の給料表は別表第1から別表第5の通り定める。

2 医師のうち、時間外労働や当直を含む勤務を行う者に対しては、別表第1に定める経験給と別表第2に定める評価給の合計を給料とする。

3 時間外労働や宿日直業務は行わないなど、前項の者と比べると労働時間を限定して勤務する者に対しては、別表第3に定める経験給と別表第4に定める評価給の合計を給料とする。

4 評価給は、別表第2、別表第4に掲げる金額に、別表第5に定める係数を前年度の人事評価結果に応じて乗じて、支給するものとする。評価給は毎年リセットする。

5 第2項並びに第3項のいずれに適用するかは、理事長と合意の上決定するものとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 新たに給与表の適用を受ける医師となった者の給与は、理事長が定める基準に従い決定する。

2 医師の昇給は、理事長が定める日に、前1年間におけるその者の人事評価に応じて、行うものとする。

3 前項の規定により医師を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部をE評価で勤務した医師の評価給の昇給割合を100%とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

4 医師のうち、60歳を超える医師に関しては前項の規定にかかわらず、原則「昇給なし」とする。ただし、理事長が必要と認める場合は、この限りではない。

5 第3項から前項までに規定するもののほか、医師の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第3章 手当

(役職手当)

第7条 管理又は監督の地位にある医師のうち規程に定める者については、その職務の特殊性に基づき別表第6左欄に掲げる職員に対し、同表右欄に掲げる額を支給する。

(医師調整手当)

第8条 特別な功績や技術を有しており、法人に大きな貢献をしたと理事長が認める者については医師調整手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、医師調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(業績手当)

第9条 救急医療業務や手術業務等に従事したときは、理事長が別に定める基準に基づき業績手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、業績手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(宿日直手当)

第10条 宿日直勤務にあたっては、その勤務1回につき、20,000円支給する。ただし業務が行われる時間が業務が通常行われる業務時間の2分の1に相当する時間である日に退勤時から引き続いて行われる宿直業務にあつては、30,000円支給する。

2 前項の勤務は、地方独立行政法人芦屋中央病院職員給与規程（平成27年病院規程第7号。以下「職員給与規程」という。）第21条及び第22条の勤務には含まれないものとする。

(手当の支給方法)

第11条 役職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、及び医師調整手当は、当月分を当月に支給する。

2 業績手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、及び特殊勤務手当は、当月分を翌月に支給する。

3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給す

ることができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。

- 4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、職員給与規程第11条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条及び4条及び5条関係）経験給

号	1級	号	1級
1	420,000	22	613,000
2	442,000	23	613,000
3	458,000	24	613,000
4	474,000	25	613,000
5	490,000	26	613,000
6	503,000	27	613,000
7	516,000	28	613,000
8	529,000	29	613,000
9	542,000	30	613,000
10	555,000	31	613,000
11	568,000	32	613,000
12	577,000	33	613,000
13	586,000	34	613,000
14	595,000	35	613,000
15	604,000	36	613,000
16	613,000	37	613,000
17	613,000		
18	613,000		
19	613,000		
20	613,000		
21	613,000		

別表第2（第3条及び4条及び5条関係）評価給

号	1級	号	1級
1	0	22	254,000
2	0	23	263,000
3	0	24	273,000
4	0	25	282,000
5	0	26	292,000
6	56,000	27	296,000
7	66,000	28	301,000
8	75,000	29	306,000
9	85,000	30	310,000
10	94,000	31	315,000
11	132,000	32	319,000
12	143,000	33	323,000
13	154,000	34	326,000
14	166,000	35	330,000
15	177,000	36	334,000
16	188,000	37	338,000
17	199,000		
18	211,000		
19	222,000		
20	233,000		
21	245,000		

別表第3(第3条及び4条及び5条関係)経験給

号	1級	号	1級
1	336,000	22	490,400
2	353,600	23	490,400
3	366,400	24	490,400
4	379,200	25	490,400
5	392,000	26	490,400
6	402,400	27	490,400
7	412,800	28	490,400
8	423,200	29	490,400
9	433,600	30	490,400
10	444,000	31	490,400
11	454,400	32	490,400
12	461,600	33	490,400
13	468,800	34	490,400
14	476,000	35	490,400
15	483,200	36	490,400
16	490,400	37	490,400
17	490,400		
18	490,400		
19	490,400		
20	490,400		
21	490,400		

別表第4(第3条及び4条及び5条関係)評価給

号	1級	号	1級
1	0	22	203,200
2	0	23	210,400
3	0	24	218,400
4	0	25	225,600
5	0	26	233,600
6	44,800	27	236,800
7	52,800	28	240,800
8	60,000	29	244,800
9	68,000	30	248,000
10	75,200	31	252,000
11	105,600	32	255,200
12	114,400	33	258,400
13	123,200	34	260,800
14	132,800	35	264,000
15	141,600	36	267,200
16	150,400	37	270,400
17	159,200		
18	168,800		
19	177,600		
20	186,400		
21	196,000		

別表第5(第3条及び4条及び5条関係)

S	180%
A	150%
B	130%
C	120%
D	110%
E	100%
W	90%

別表第6(第7条関係)

役職手当額表

役職	金額(円)
院長	300,000
副院長	200,000
医務局長	40,000
統括部長	30,000
部長	10,000